

平成29年度第8回総会（月例）議事録

日 時	平成29年11月28日（火） 午前10時開会																		
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																		
出席委員 (16名)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>上四元 正昭</td> <td>仮屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大悟</td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td>村山 利清</td> <td>横峯 明人</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>堀之内 薫</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	上四元 正昭	仮屋 幸孝	弟子丸 宗一	堂免 修	園山 一則	鳩宿 隆雄	福永 大悟	豊留 辰男	村山 利清	横峯 明人	永尾 寛			堀之内 薫
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																		
有村 伊智博	上四元 正昭	仮屋 幸孝																	
弟子丸 宗一	堂免 修	園山 一則																	
鳩宿 隆雄	福永 大悟	豊留 辰男																	
村山 利清	横峯 明人	永尾 寛																	
		堀之内 薫																	
欠席委員 (3名)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">岩元 節朗</td> <td style="width: 33%;">中村 秀彦</td> <td style="width: 33%;">脇田 サトエ</td> </tr> </table>	岩元 節朗	中村 秀彦	脇田 サトエ															
岩元 節朗	中村 秀彦	脇田 サトエ																	
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 永野</p> <p>支局主任 引地、小山田、吉永、中村、今吉、濱畑、陣ヶ尾</p> <p>専門員 橋口、徳永、内田、有田</p> <p>主 査 栗須、内村、大久保、上原、河野、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 松元</p>																		
農政総務課	主 査 浜田																		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 相続税の納税猶予に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 10 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 																		
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 裁判所から照会のあった農地等の現況について 2 法務局から照会のあった農地等の現況について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 賃借料情報の提供について 																		

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第8回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中16人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、岩元委員、中村委員、脇田委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、弟子丸委員、鳩宿委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	--

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～6 ページ 12件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。 番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：労力不足、権利の種別の内容： 所有権移転、売買。 この件につきまして、補足して説明いたします。 申請地は、西之谷ダムの上流公園近くに位置する農地です。 譲受人は霧島市に本店を置き、国分・隼人地区でブドウ、リンゴ、キンカンなどの樹園地を営営し、果実やジャムなど加工品の販売と観光農園を営む農地所有適格法人です。 今回、申請地を買い受け、水稻・甘しょの作付を行おうとするものです。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。 番号2号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号3号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、2番委員お願いします。</p>
2番委員	<p>ご報告します。 番号4号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、8番委員お願いします。</p>
8番委員	<p>ご報告します。 番号5号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号6号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、5番委員お願いします。</p>

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。</p> <p>番号9号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。</p> <p>番号10号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、規模拡大、経営縮小、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>7ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」伊敷の番号3号の案件が、この第4条許可申請に関連するので、併せて審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、伊敷、7番委員お願いします。</p>

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：資材置場、資材置場938.00㎡、転周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西…県道、南…雑種地、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきましては、9ページ、第5条番号3と関連がありますので、続けて読み上げます。</p> <p>番号3号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：資材置場、資材置場805.00㎡、転周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西…県道、南…雑種地、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>関連する2件について、あわせて補足説明いたします。</p> <p>申請地は、伊敷支所の西北西約2.6kmに位置する、県道徳重横井鹿兒島線沿いの2種その他農地です。</p> <p>申請人は、自己所有の農地と隣接する農地2筆を譲り受け、県内の解体現場等から発生する鉄、アルミ等の金属類を保管するため利用するものであり、金属の種類ごとに分別後、2・3か月単位で、金属リサイクル業者への売却を予定しております。また、申請人は、かねてより自宅の庭敷地で、この事業を行っており、今回、農地を取得し、本格的な事業展開を予定しているものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
1 6 番 委 員	<p>申請人は、農地を所有されていたわけですが、農家でいらっしゃいますか。</p>
伊 敷 支 局	<p>農家台帳には記載されております。土地等を持っていらっしゃる方で、賃貸業をされておられるということでございます。今回申請人は、先程委員が申し上げた通り、3筆の農地で本格的に金属類を主体とした資材置場をやるということでございます。</p>
1 6 番 委 員	<p>この方は、まだ農地を所有されていますか。</p>
伊 敷 支 局	<p>はい、所有されておられます。</p>
1 6 番 委 員	<p>わかりました。</p>

議	<p>長</p> <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題２．「農地法第２条許可申請に関する件」１件及び議題３．「農地法第５条許可申請に関する件」番号３号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題３．農地法第５条許可申請に関する件</p> <p>８ページ～１５ページ １３件</p>	
議	<p>長</p> <p>次に、議題３「農地法第５条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>１３ページ、番号１０号につきましては、１５番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、１５番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>(１５番委員離席後)</p> <p>それでは、松元、５番委員お願いします。</p>
５番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号１０号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：福祉施設、福祉施設１棟１，９９３．００㎡、運動場８００．００㎡、駐車場等７，０２０．９２㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…宅地、他人畑、西…市道、宅地、南…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、事務局より補足説明をします。</p>

松元支局	<p>この件につきまして、補足説明をします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ約3kmに位置する第2種農地の市街地近接農地及び、第3種農地の都市計画内用途地域内農地に該当します。</p> <p>譲受人は、市内で社会福祉事業を営む法人で、現在犬迫町にある障害者福祉施設 誠光園が建設後36年を経過し施設が老朽化したため、申請地を買い受けて、障害者福祉施設を建築しようとするものです。</p> <p>農地の面積は9,559㎡ですが、隣接する宅地2筆と一体利用し、総面積は9,813.92㎡です。</p> <p>内訳は、施設の建物の建築面積1,993㎡、運動場800㎡、駐車場、駐輪場、庭敷地を含め7,020.92㎡で、駐車場は従業員用50台、来客用24台です。</p> <p>施設の概要は、身体障害者入所施設で、ベッド数40床、訓練室、食堂、医務室等を備えた平屋建ての福祉施設です。</p> <p>事業概要は、現在の施設で行っている障害者支援事業に加えて、療育支援の利用を勧められた就学児童を対象とした放課後等デイサービス事業となっております。</p> <p>職員数は57名の予定で、交代勤務のため1日あたり約40名の職員が出勤する予定となっております、今後もサービス向上のため職員数を増員する計画となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>隣接する宅地と一体利用とありますが、この隣接する宅地の所有者は、同じ法人ですか。</p>
松元支局	<p>隣接する宅地2筆の所有者は個人です。個人が持ってらっしゃったものを今回法人が買い受けます。</p>
16番委員	<p>面積はいくらですか。</p>
松元支局	<p>254.92㎡です。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p>

<p>議 長</p>	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」番号10号につきましては、原案どおり許可するものと決定いたします。但し、転用面積が3,000㎡以上であるため、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、15番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(15番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>先ほど伊敷の1件につきましては、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の11件について審議していただききたいと思っております。</p> <p>まず、谷山、13番委員をお願いします。</p>
<p>13番委員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：賃借権、設定、転用目的・施設等：店舗等、店舗1棟199.71㎡、駐車場等952.61㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…貸人畑、私道、西…雑種地、北…市道、南…貸人畑、雑種地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>申請地は、皇徳寺団地東口交差点の東南角地に位置しております。今回、隣接する宅地等と合わせて賃貸借を行い、一体利用によりコンビニエンス・ストアの店舗1棟及び付随する駐車場等の整備を行うものです。</p> <p>なお、雨水については、隣接する県道拡幅用地内に設置済み側溝を経由して、既存の県道側溝へ放流するものです。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場61.00㎡、東・南…水路、西…宅地、北…河川管理道路、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、吉野、1番委員をお願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟67.90㎡、庭敷地等149.10㎡、東…渡人畑、西・北…市道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟107.63㎡、庭敷地等202.37㎡、東…里道、西…山林、南・北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地に面する里道には側溝がないため、里道に配水管を埋設して、申請地の向かい側にある水路に雨水等を放流する計画で、里道の使用許可について、農地整備課に協議をしているとのことです。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場216.00㎡、東…水路、西…市道、南…河川、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>++</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は、申請地を、譲受人が副社長を務めている建設会社に資材置場として貸し出す契約をしようとするものです。</p> <p>申請地には、大型車両等を駐車させる時に、通路および転回場が必要となり、敷地全体を資材置場として利用するものです。</p> <p>今回の申請地につきましては、譲受人が平成14年から許可を受けずに資材置場として借りていたため、申請人から、始末書添付のうえ申請されています。</p> <p>申請人には、代理人を通じて、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、そして、今後はこのようなことがないように指導いたしました以上です。</p>
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟57.55㎡、庭敷地等206.45㎡、東・南…渡人畑、西…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、車両置場、車両置場2,406.82㎡、東…宅地、西・南・北…水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地は、平成15年に前所有者が貸駐車場として農地法第5条の許可を受けた土地で現在、法人の駐車場として利用しています。</p> <p>今回の申請は、申請人が土地の取得にあたり地目変更を行なっていないことが判明したために顛末書添付の上で新たに車両置場として許可を受けようと申請するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。

8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟100.20㎡、庭敷地等378.80㎡、東・西…宅地、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、建売住宅、住家7棟331.19㎡、通路121.00㎡、庭敷地等1,274.81㎡、東…市道、水路、西…他人畑、南…市道、北…里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場316.0㎡、転回場等484.00㎡、東…宅地、西…他人田、南…水路、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、建売住宅売買、住家1棟51.84㎡、庭敷地95.23㎡、東…市道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>本件は建売住宅売買となっておりますが、建売住宅建築につきましては平成29年6月28日付けで5条転用許可済みであります。</p> <p>今回の申請はその完成した建売住宅を受け人が購入することによるもので、本来は許可不要です。</p> <p>しかし、当該地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業完了するまで、所有権移転を行うには、不動産登記法上（34条1項4号）農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行う必要があるものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</p> <p>16ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉田地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題5. 非農地認定に関する件</p> <p>17ページ～20ページ 6件</p>	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：住家3棟、35年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、14番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：1319-1の一部：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。1319-1の一部：住家1棟、21年経過、現況宅地。1319-5：倉庫1棟、約20年経過、現況宅地。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地は、競売にかかった土地になりますが1319番1の土地については、裁判所が現地調査を行ったところ隣接している宅地部分の一部が入り込んでいることが判明したために、このような調査結果となりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：8714、8741-3：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。10196-1：杉、約40年経過、現況山林。10217-1：杉、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：杉、約20年経過、現況山林</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」6件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農地利用変更届出に関する件</p> <p>21ページ 1件</p>	
議 長	次に、議題6.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。それでは、谷山、13番委員お願いします。

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年11月1日、工事終了日：平成29年12月10日、周囲の状態：東・南…雑種地、西…宅地、雑種地、北…市道、境界…土留、作物…野菜、高さ…0.46m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>職員が管内巡視中に、届出地への土砂搬入作業を目撃したことから、所有者に事情聴取を行った結果、農地以外への無断転用目的は無く、畑として利用するための盛土中であることが判明したため、農地利用変更の際には、農業委員会への届出が必要であり、承認を得たのち盛土作業等を行なうよう指導を行い、今回、農地利用変更届出が提出されたものです。</p> <p>なお、届出人は、現在、土砂の搬入作業を中断するとともに、農地法を遵守する旨の始末書を提出しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用計画変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農用地利用集積計画に関する件 22ページ～61ページ 115件</p>	
議 長	<p>次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>41ページ、番号47号につきましては、2番委員自身が、59ページ、番号109号につきましては、15番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、2番委員、15番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず2番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(2番委員離席後)</p> <p>それでは、番号47号につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 49ページをご覧ください。 番号47号、地目：畑、樹園地、面積2,122.00㎡、権利の種別：賃借権、 設定期間5年、区分：新規。 平成29年11月30日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている と考えます。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画 に関する件」番号47号につきましては、原案どおり、承認することに決定いた します。 次の案件の審議に入ります前に、2番委員におかれましては、ご着席をお願い します。15番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(2番委員着席、15番委員離席後)</p> <p>それでは、番号109号につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 59ページをご覧ください。 番号109号、3筆で、地目：畑、樹園地、面積1,946.00㎡、権利の種 別：賃借権、設定期間6年、区分：新規。 平成29年11月30日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている と考えます。 以上です。</p>

議	<p>長</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」番号109号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、15番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(15番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの113件及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
---	--

<p>事務局</p>	<p>議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>22ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成29年11月30日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権33件42,991.00㎡、うち新規30件39,985.00㎡、賃借権82件113,056㎡、うち新規79件110,365.00㎡、合計115件156,047.00㎡、うち新規109件150,350.00㎡となっております。</p> <p>次に23ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が25件、5年が7件、3年が1件となっております。</p> <p>次に24ページをお願いします。</p> <p>これは、22ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が61件、5年が14件、3年が4件、5年から10年未満が2件、1年から3年未満が1件となっております。</p> <p>次に25ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権51筆、賃借権135筆、計186筆。面積は、田51,465.00㎡、畑90,756.00㎡、計13,826.00㎡うち更新分は、5,697.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は115人。うち更新分は6人となっております。</p> <p>次に26ページから61ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
<p>7番委員</p>	<p>農地中間管理機構で設定して、使用貸借というのが何件か見受けられるのですが、農地中間管理機構を使った時には、最低でも私はいくらかの賃借料は設定すると理解していたのですが、中間管理機構で使用貸借だった時には、単なる事務手続きをして、無料でやってくれるということですか。</p>

事務局	中間管理機構を通した貸し借りについても、当然、賃借権設定と無償の使用賃借権設定ということで、いずれにしても手続きができるようになっております。当然賃料は発生しないので、賃料の集金と支払い、そういう業務等は発生致しません。
7番委員	使用貸借の場合は、それは発生しないわけですよね。
事務局	発生しません。
7番委員	貸人は、賃借料を払う必要はないという考え方でいいですか。
事務局	そうです。使用貸借の場合は、無償になります。
7番委員	中間管理機構を通して、それができたのですか。
事務局	はい。
7番委員	わかりました。
16番委員	今回、中間管理機構が大々的にやっているわけですが、これを誰に貸すかとか、そういった計画はあった上で、こういう設定をしているのですか。その辺がわかったら教えて下さい。
事務局	中間管理事業を今、国を挙げて推進しているわけですが、鹿児島市内も5地区、重点地区ということで推進しています。今回、喜入、吉野、松元について、地域で話し合いを行っています。貸し手の方が、中間管理機構に貸し付けて、中間管理機構から既に借り手との結び付けがまとまっております。それについて、出し手、受け手双方で利用権設定の様式で、記名押印、貸付け借受ける地番等を入れたものを書類として提出しまして、今回、中間管理機構への貸付け等の手続きが終わっているところでございます。今後、配分計画ということで、機構から借り手の方への貸付けの手続きをしまして、それについてはまた、総会において報告させていただく手順となっております。
16番委員	借り手は既に決まっているということですか。
事務局	はい、議案に出ているものについては、借り手の方は決まっております。
16番委員	農地中間管理機構から借り手に賃借権なりやるわけですよね。そういう場合に農業委員会は通らないということになりますか。農業委員会の許可が要りますか。

事務局	農業委員会の許可というか、中間管理権の取得、中間管理機構が土地の所有者から借りることについては、今日の議題としてここで承認を得ます。そして、中間管理機構が今度は、耕作者に貸付ける場合は、農業委員会の許可は特に必要はございません。今回の計画では、12月31日からの貸付けということで、それにつきまして、配分が行われた旨を総会において報告をさせていただくこととなります。
16番委員	報告でいいですが、その報告の場合に、借り手の方の誰が借りるのかということもちゃんと報告の中にありますか。
事務局	報告ということで、借り手の氏名、面積、地番等報告をさせていただきます。
16番委員	わかりました。 もう一つですが、中間管理機構が貸すまでの間、中間管理機構の管理になるわけですね。その場合に、物納で粳24kgとかなっているのですが、こういうことが有り得るんですか。
事務局	確かに物納とありますが、中間管理機構が米を集めて、また米を配るということは致しません。そのやり取りについては、私ども確認しておりませんが、調べまして、報告したいと思います。
16番委員	これをその通りに読めば、粳24kgを貸し手の人に払うということになりますよね。そういうことは、中間管理機構が田んぼを耕作して、そのできた粳の中から24kgを払うとこういうことになるわけですよね。そういう事は有り得ないので、どういう理由で粳24kgなどというのを書かれたのかわかりますか。
事務局	以前聞いたところによると、実際その地域で、貸し手と借り手は地域の方々でするので、お金のやり取りについては、中間管理機構が集めまして、貸し手に支払うということですが、物納になりますと、先程申し上げました通り、米を集めて米を配るということは中間管理機構は致しませんので、そこについては、双方でのやり取りということになると聞いておりますが、確実であるかどうか中間管理機構の方に確認をさせていただきまして、次回報告をさせていただければと思います。
7番委員	やり取りを聞いていますと、今まで利用権設定で、農業委員会経由でしていた書類が、中間管理機構の実績を求められて、その部分に中間管理機構をしているようなニュアンスを受けます。現物のやり取りは、貸主と借主が協議するんですよ。そうするとこの中間管理機構を通すのは、補助金目当てではないかと疑いがあると私は思っています。中間管理機構の集積率、実績が上がらないから、中間管理機構を通して、実績上中間管理機構の集積率を上げる手段みたいに見えます。いかがですか。

事務局	確かに国を上げて中間管理機構を利用しまして、担い手の農地の集積ということで、最終的に80%でしたか集積しましょうということになっています。その補助金といいますか、機構集積協力金というのは確かにございます。地域をまとめて集積を図った場合、また、農業をリタイヤし、担い手に対して期間等の条件を満たした農地貸付けをすれば、集積協力金、リタイヤの協力金がございます。それを活用して、補助金目当てということではございませんが、担い手に農地を集積しようというものでございます。
7番委員	事務局より担い手への集積という回答がありましたが、今回農地中間管理機構を設定した農地が何筆あって、それが担い手何人に分散しているのか掴んでいらっしゃるんですか。借りる人は、担い手農家に位置付けられる人全員ですか。
事務局	各地区の担い手、認定農家かということ、全てがそれではないと思いますが、その地域の話し合い活動の中で、人・農地プランということで話し合いを行いまして、誰々に集積しようと地域の話し合いの基に、認定農家だけではなく、その地域の担い手の方に集積が行われているものと考えております。
7番委員	それについては、各地区の農業委員が関知しているのですか。
事務局	その地域の人・農地プランの話し合いには、農業委員、推進委員が出席していると聞いております。
7番委員	今回、川上町とかありますが、吉野の農業委員は関知されているのですか。
1番委員	関知しております。
7番委員	わかりました。各地区の農業委員が理解されているのですね。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7。「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題8. 相続税の納税猶予に関する件 62ページ 1件	
議長	次に、議題8。「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、1番委員お願いします。

1 番 委 員	<p>62ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>相続開始年月日は、平成20年2月22日でございます。</p> <p>申請人は被相続人の子でございます、今回が4回目の発行でございます。</p> <p>申請は、平成29年10月31日に提出され、11月16日に、17番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地を調査いたしました。</p> <p>今回、調査いたしました特例適用農地は、全て畑でございます。</p> <p>1は、ビニールハウスや露地植えで野菜を耕作されておりました。</p> <p>ビニールハウス5棟には、ほうれんそう、かぶ、春菊、スナップエンドウを作付中で、露地には、白菜、キャベツ、里芋、人参を作付中でございました。</p> <p>2と3は、続き地で、甘しょ、ブロッコリー、キャベツ、じゃがいも、かぶ、たかな、桜島大根、玉ねぎを作付中でございました。</p> <p>従いまして、番号1の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりますので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたしましたところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
<p>議題9. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、郡山、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、携帯電話基地局</p> <p>4. 現況、申出地は、有田屋町中原地区にあり、郡山支所から南西へ約3.9kmに位置し、東・南側は渡人畑、西側は山林、北側は里道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」、1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題10. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 別冊資料3 97件</p>		
議	長	<p>次に、議題10.「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料3です。 まず、谷山、13番委員お願いします。</p>
13番委員		<p>ご報告します。2ページです。 調査筆数：15筆、現況確認日：平成29年10月18日、農地・非農地の判断結果：檜、クヌギ、孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。</p>
議	長	<p>続きまして、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7番委員		<p>ご報告します。3ページです。 調査筆数：10筆、現況確認日：平成29年11月2日、農地・非農地の判断結果：杉、キンチク竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。</p>
議	長	<p>続きまして、吉野、1番委員お願いします。</p>
1番委員		<p>ご報告します。4ページです。 調査筆数：4筆、現況確認日：平成29年10月16日、農地・非農地の判断結果：杉、唐竹・孟宗竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。</p>
議	長	<p>続きまして、東桜島、事務局お願いします。</p>

東 桜 島 支 局	<p>ご報告します。5ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：平成29年10月13日、農地・非農地の判断結果：雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、吉田、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：平成29年10月23日、農地・非農地の判断結果：孟宗竹・雌竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、桜島、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：18筆、現況確認日：平成29年10月13日、農地・非農地の判断結果：唐竹、雑木自然繁茂、現況山林により非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、喜入、8番委員お願いします。</p>
8 番 委 員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：20筆、現況確認日：平成29年10月25日、農地・非農地の判断結果：杉、クヌギ、コサン竹・孟宗竹・唐竹自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、松元、5番委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：平成29年10月23日、農地・非農地の判断結果：杉、真竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、郡山、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：9筆、現況確認日：平成29年10月13日、農地・非農地の判断結果：檜、ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議	<p data-bbox="363 152 400 185">長</p> <p data-bbox="451 152 1406 230">ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p data-bbox="469 282 775 315">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p data-bbox="421 367 1481 488">それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「荒廃農地の発生・ 解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」、97件につきましては、 調書のとおり判定することに決定いたします。</p> <p data-bbox="451 539 906 618">議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
---	---

報 告 事 項	
1. 裁判所から照会のあった農地等の現況について 63ページ 1件	
議 長	報告事項1「裁判所から照会のあった農地等の現況について」 それでは、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	報告します。63ページです。 照会日：平成29年10月17日、現況：農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：買受適格証明を有する者に限る。平成29年10月30日に鹿児島地方裁判所へ報告済。 以上です。
2. 法務局から照会のあった農地等の現況について 64ページ 1件	
議 長	報告事項2「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、谷山、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	報告します。64ページです。 照会日：平成29年11月6日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成29年11月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 65ページ～66ページ 9件	
議 長	次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。
事 務 局	65ページをお開きください。 報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は9件です。 登記地目別では、田15筆、12,209.00㎡、畑31筆、19,552.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が9件。権利の種別は、所有権が9件。農業委員会によるあっせん等は、無が9件となっております。 66ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 67ページ～75ページ 37件	
事 務 局	<p>67ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は多い順に一般住宅が3件、駐車場が2件、共同住宅、倉庫、その他が各1件、合計8件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が18件、駐車場が5件、共同住宅、店舗等、その他が各2件、合計29件となっております。</p> <p>68ページから69ページは、4条関係8件、70ページから75ページは、5条関係29件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
5. 賃借料情報の提供について 別冊資料4	
議 長	<p>続きまして、報告事項5「賃借料情報の提供について」 事務局の報告をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>賃借料情報の提供について、報告いたします。別冊資料4をご覧ください。</p> <p>1の趣旨については、平成21年の農地法改正に伴い、標準小作料に係る規定が削除され、これに代わるものとして、農地法第52条の規定に基づき、地域における農地の賃借料の目安になるものとして、実勢の賃借料の情報を提供するものです。</p> <p>次に、2の算出方法等ですが、平成21年9月に全国農業会議所が示した手引きを参考に、賃借料情報に関するデータを収集し、賃借料水準の計算を行いました。</p> <p>賃借料データは、農地基本台帳より、平成28年3月31日から平成29年10月31日までの間に、農業経営基盤強化促進法第19条に基づき、利用権設定された賃貸借データを使用しました。</p> <p>次に、賃借料水準の計算ですが、極端に高い、安いなど、特殊な取引に係るデータを除いた後、賃借料水準として、10アールあたりの平均額、最高額、最低額を求めました。</p> <p>なお、特殊な取引としては、区分ごとの賃借料データの平均値の1.7倍を超えるものと、0.3倍未満のものを除外しております。</p> <p>3の提供区分につきましては、地目は、作物の形態から、田・畑・樹園地（茶畑）に分類しました。松元地区について、畑を一般畑と茶畑に区分してあります。</p> <p>地区につきましては、平成16年11月1日の合併前の鹿児島市地区及び桜島地区、吉田地区、喜入地区、松元地区、郡山地区の6地区です。</p> <p>桜島地区には、東桜島地区の賃借料データを含めています。</p> <p>なお、田については、賃貸借の実績がなかったため記載していません。</p> <p>4の賃借料情報の提供方法につきましては、提供方法として「農業委員会だより」と「市ホームページ」に掲載するとともに、本・支局の窓口配布等により提供いたします。公表期間は、平成30年12月末までを予定しています。</p> <p>5の賃借料情報の公表案については資料の裏面のとおりです。</p> <p>以上でご報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>（議事終了：午前11時15分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>農業者等との意見交換会について」ご説明いたします。</p> <p>「農業者等との意見交換会」については、これまで、地域の農業者の意見や要望を施策に反映させようという取り組みで、市全体での意見交換会として年1回、概ね1月頃に実施してきています。</p> <p>このほか、平成24年度からは、市全体の意見交換会に加え旧5町を巡回する形で、旧5町の地域において意見交換会を実施し、昨年度で一巡しました。</p> <p>意見交換会で出された意見等は、各地区推進協議会から提出された意見に加え、総会で審議後、県農業会議で集約し、政策提案として、国等への施策に反映させるとともに、毎年9月に市へ「農業・農村施策に関する意見」として提出する際の参考としているところであります。</p> <p>今年度以降の「農業者等との意見交換会」につきましては、昨年度の総会等の意見も踏まえ、出席者が、毎回、固定されつつあること、また、遠方からの参加者が少ないことから、より広く農業者等の意見等を聴き、国への政策提案や市への意見提出に生かすため、各地区（支局）ごとに、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員を中心とした「農業者等との意見交換会」に変更したいと考えております。</p> <p>各地区での「農業者等との意見交換会」の実施内容につきましては、実施時期等は、平成30年1月～2月にかけて1時間程度、参加予定者は、認定農業者、一般農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、支局職員、意見交換会での資料例としましては、「平成30年度 国への農地利用最適化推進施策の意見について」や「平成29年度 市への農業・農村施策に関する意見」及び「回答」などを考えております。</p> <p>また、「意見交換会」での意見等の取り扱いにつきましては、来年1月の各地区推進協議会で取りまとめ予定の「平成31年度 国への農地利用最適化推進施策の意見」の項目に「意見交換会での意見等」を加え、2月の総会で審議するとともに、来年度の「市への農業・農村施策に関する意見」を取りまとめる際も参考としていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農業委員会だよりの発行・送付についてご説明いたします。</p> <p>「かごしま農業委員会だより第35号」を12月中旬頃に発行、全農家およそ5,600世帯へ一斉送付いたします。</p> <p>また、その際に、お手元に配付してあります「農地についての意向調査票」と「農地中間管理事業に関するチラシ」を同封いたします。</p> <p>「農地についての意向調査」は、農地の貸付希望などを把握するためのものです。各農家から問い合わせなどがございましたら、事務局・各支局へ調査票を提出の上、ご相談くださいますようお願いください。</p> <p>また、その他、農地中間管理事業や農地利用に関する問い合わせ等がありましたときは、対応方、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度第9回総会（月例）開催日時は、 12月27日（水）午後1時15分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 ・平成29年度第2回合同委員会開催日時は、 12月27日（水）午後2時45分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 ・平成28年度農談会は、 12月27日（水）午後5時30分開催 アクアガーデンホテル福丸 <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時20分）</p>
----------------------	--